

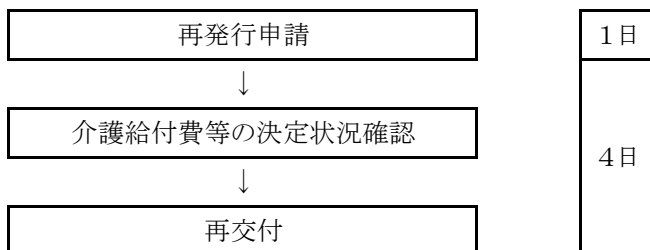
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 43

処 分 名	受給者証の再発行	
処 分 の 概 要	破損、紛失等した受給者証を再交付申請に基づき再発行を行う。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令10号)	
条 項	第16条	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	5日	
標 準 処 理 期 間	計	5日
審 査 基 準	<p>介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)を基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (受給者証の再交付) 第十六条 市町村は、受給者証(法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。</p> <p>介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。